

遺伝子組換え実験安全管理委員会規則

(平成13年4月27日制定)

(平成16年7月13日一部改正)

(平成20年9月26日一部改正)

(平成23年7月8日一部改正)

(設置)

第1条 国立障害者リハビリテーションセンター研究所遺伝子組換え実験安全管理規程第11条の規定に基づき、遺伝子組換え実験安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 安全管理委員会は、総長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、及びこれらの事項に関して総長に対し助言又は勧告する。

- 一 実験に関する規則等の制定、改廃に関する事項
- 二 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」並びに関連する政令、省令、告示、及び国立障害者リハビリテーションセンター研究所遺伝子組換え実験安全管理規定に対する適合性の審査に関する事項
- 三 健康管理に関する事項
- 四 事故発生の際に必要な措置及び改善に関する事項
- 五 その他実験の安全管理に関する事項

(構成)

第3条 安全管理委員会は、高度な専門的な知識及び技術並びに広い視野に立った判断が要求されることを十分に考慮し、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 研究所長
- 二 遺伝子組換え実験安全主任者
- 三 国立障害者リハビリテーションセンター職員健康管理要領に定める健康管理医及び安全管理者 各1名
- 四 企画調整官
- 五 遺伝子組換え実験責任者
- 六 その他総長が必要と認める者 若干名

(任期)

第4条 前条第1号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠によ

る委員の任期は、前者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(会議の運営)

第5条 安全委員会委員長(以下「委員長」という。)は、総長が指名する。

第6条 委員長は、安全委員会を招集し、議長を務める。

第7条 委員長が出張、疾病、その他の理由により不在のときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(雑則)

第8条 この委員会の事務は、主任企画官が行う。

第9条 この規則に定めるもののほか、安全委員会の運営に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て総長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日より施行する。

附 則(平成16年7月13日一部改正)

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則(平成20年9月26日一部改正)

この規則は、平成20年10月1日より施行する。

この規程は、平成23年7月8日から施行する。